

株 主 各 位

第63回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

株式会社マツオカコーポレーション

目 次

1. 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項	1 頁
会計監査人に関する事項	2 頁
業務の適正を確保するための体制及び運用状況	3 頁

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	6 頁
連結注記表	7 頁

3. 計算書類

株主資本等変動計算書	15 頁
個別注記表	16 頁

上記事項は法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.matuoka.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

事業報告

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
2016年3月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 新株予約権の払込金額 | 払込を要しない |
| ② 新株予約権の行使価額 | 1個につき482,000円
新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 |
| ③ 新株予約権の行使条件 | |
| ④ 新株予約権の数 | 150個 |
| ⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 75,000株
(新株予約権 1個につき500株) |
| ⑥ 新株予約権の行使期間 | 2018年3月19日から2026年2月18日まで |
| ⑦ 当社役員の保有状況 | |

	名称	個数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第1回新株予約権	46個	2名

(注) 1. 当社は2017年9月15日開催の取締役会決議により、2017年10月18日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の行使価額は964円、新株予約権1個につき目的となる株式の数は500株となっております。
2. 社外取締役及び社外監査役には新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

2. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 56百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 56百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、茉織華実業（集団）有限公司ほか12社は、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。なお、一部の重要な子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているDeloitte Tohmatsu Limitedのメンバーファームの監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

3. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、重要事項を決定すると共に、取締役の業務の執行を監督する。
- ② コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス活動を推進する。
- ③ 内部通報制度の整備により、社員等から法令違反行為の情報提供を受け付けると共に、社内相談窓口を設け、コンプライアンス体制の強化・充実を図る。
- ④ 社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況等について、定期的に内部監査を実施する。
- ⑤ 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ① 社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
- ② 取締役会の諮問機関として、過半数が社外役員で構成される指名報酬委員会を設置する。取締役及び監査役等の選解任に関する基本方針・基準・選定手続等、並びに取締役等の報酬に関する事項の審議を行い、その結果を取締役に答申する。
- ③ グループ全体及び各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討を行うため、「経営戦略会議」を設置し、定期的に開催する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営に関する重要文書や重要情報等について、法令及び社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントに関わる規程を整備し、委員会等を設置し、リスク管理体制の整備を推進する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理・報告体制
 - ・ グループ会社管理の主管部署を定め、グループ会社経営に関する社内規程に従い、経営管理・経営指導を行う。
 - ・ 子会社の経営状況について、当社経営陣に対して直接報告される会議を設置し、定期的に開催する。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社に対し、事業内容・規模等を考慮の上、リスクマネジメント体制の構築を指導し、定期的に活動状況の報告を受けることにより、グループ全体のリスクを管理する。

- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。子会社の経営上重要事項に関しては、当社の事前承認を要する事項及び当社への報告を要する事項を取り決める。
 - ・連結ベースでの経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。
- ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「経営理念・行動基準」を当社グループ共通の基準として子会社に周知し、子会社に対して所在国における法令等を勘案し経営環境に応じた行動規範や各種規程の制定を求める。
 - ・子会社の取締役等及び従業員による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備する。
- (6) 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役等、従業員及び子会社の監査役は、当社監査役に対し報告すべき法定の事項に加え、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
 - ② 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わないことを確保する。
- (7) 監査役の職務の執行について生じる費用・債務の処理方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (8) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当社は、監査役の求めがある場合、監査役の職務を補助すべき専任スタッフを配置するものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行う。
 - ② 監査役の専任スタッフは、監査役の指示に従ってその職務を行う。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は重要な決定及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席するほか、取締役とのミーティング、子会社への往査を実施し、会計監査人と相互に連携を図る。
 - ② 内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、情報交換及び連携を図る。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「反社会的勢力排除規程」で定め、反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、不当・不法な要求には一切応じないものとする。「反社会的勢力対応マニュアル」を役員・従業員に周知徹底し、反社会的勢力に対する対応は管理部門と連携し、必要に応じて、早期に顧問弁護士や警察等に相談し適切な措置を講ずる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務に適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役会規則に基づき取締役会を開催し、重要事項を決定すると共に取締役の職務執行を監督し、適法性を確保しました。当社とは利害関係を有しない社外取締役が取締役会に参加し、取締役の職務執行の適正性の確保及び効率性の向上を図りました。また、指名報酬委員会を設置し活動を開始しました。さらにはリスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会を開催するほか、役職員への法令遵守についての研修を実施するなど、リスク管理とコンプライアンス意識の浸透と定着を図りました。
- (2) 役員及び幹部社員をメンバーとする経営戦略会議を原則月2回開催し、経営戦略及び経営課題の協議・検討を行いました。子会社の経営状況・活動状況については、原則月1回会議を開催して当社役員に報告されると共に、当社から子会社に取り締役及び監査役を派遣することにより業務の適正性を確保しました。
- (3) 監査役は、取締役会、経営戦略会議その他重要な会議への出席を通じて、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しました。また、会計監査人及び内部監査室と双方向的な情報交換を実施することで内部統制システム全般をモニタリングし、効率的な運用について助言を行いました。
- (4) 社長直轄の内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しました。

本事業報告に記載の金額及び数量は、表示単位未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	502	2,455	14,977	△0	17,935
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△397		△397
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,387		3,387
新 株 の 発 行	26	26			53
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	26	26	2,989	－	3,042
当 期 末 残 高	529	2,482	17,966	△0	20,978

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	15	1,791	△15	1,790	1,566	21,292
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△397
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,387
新 株 の 発 行						53
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	2	△693	2	△687	1,369	681
連結会計年度中の変動額合計	2	△693	2	△687	1,369	3,724
当 期 末 残 高	17	1,097	△12	1,102	2,935	25,017

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社 24社

主要な連結子会社の名称

茉織華実業(集団)有限公司、上海茉織華服飾有限公司、浙江茉織華貿易有限公司、
嘉興茉織華華為制衣有限公司、嘉興德永紡織品有限公司、TM Textiles & Garments (HK) Ltd.、
MYANMAR POSTARION CO.,LTD、MK APPARELS LTD.、TM Textiles & Garments Ltd.、
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD、BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD、JDT VIETNAM
CO.,LTD、PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA

PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIAを設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

VINA BIRZ CO.,LTDは2018年12月に商号をBAC GIANG MATSUOKA CO.,LTDに変更しました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Matsuoka Generation (Bangladesh) ,Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 5社

主要な会社等の名称 江蘇茉織華服飾集团有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

Matsuoka Generation (Bangladesh) ,Inc.

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

（３）持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、MYANMAR POSTARION CO.,LTDが連結決算日と一致しており、その他の連結子会社はすべて12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～45年

機械装置及び運搬具 4年～ 8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の
本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

5. 表示方法の変更に係る事項

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金(定期預金)	100百万円
建物及び構築物	598百万円
土地	213百万円
無形固定資産(土地使用権)	444百万円
計	1,357百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,365百万円
1年内返済予定の長期借入金	120百万円
長期借入金	2,262百万円
計	4,748百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,586百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,996,700株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	397	40	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 499百万円

② 1株当たり配当額 50円

③ 基準日 2019年3月31日

④ 効力発生日 2019年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 170,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に衣料品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、社内規程に従い、取引先の信用状況を定期的に確認し、取引先毎の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であるため、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、社内規程に従い、貸付先の信用状況を定期的に確認し、取引先毎の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替相場の変動リスクに晒されているものの、必要に応じて為替予約を利用することによりヘッジしております。

借入金は、主に運転資金及び国内外投資に係る調達資金であり、このうち一部の借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、取引権限等を定めた社内規程に従って実需の範囲内で行っております。また、デリバティブ取引の利用に際しては、契約先を信用度の高い取引先に限定することで信用リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,729	8,729	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,381	9,381	—
(3) 投資有価証券	1	1	—
(4) 長期貸付金	1,108		
貸倒引当金 (*1)	△683		
	424	424	—
資産計	18,535	18,535	—
(1) 支払手形及び買掛金	9,217	9,217	—
(2) 短期借入金	3,177	3,177	—
(3) 未払法人税等	900	900	—
(4) 長期借入金 (*2)	3,103	3,103	—
負債計	16,398	16,398	—
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 長期貸付金に個別で計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、残存期間における元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる債権債務と一体として処理されているため、その時価は、債権債務の時価に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

子会社株式及び関連会社株式等 600百万円

非上場株式等 242百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 2,208円88銭

1 株当たり当期純利益 339円64銭

株主資本等変動計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	502	496	2,116	2,612	15	1,500	11,291	12,806	△0	15,921
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△397	△397		△397
当 期 純 利 益							1,465	1,465		1,465
新 株 の 発 行	26	26		26						53
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	26	26	－	26	－	－	1,067	1,067	－	1,120
当 期 末 残 高	529	522	2,116	2,639	15	1,500	12,358	13,873	△0	17,042

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	15	15	15,936
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△397
当 期 純 利 益			1,465
新 株 の 発 行			53
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	2	2	2
事業年度中の変動額合計	2	2	1,123
当 期 末 残 高	17	17	17,059

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

15年～38年

工具器具備品

4年～ 8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当社は退職給付引当金及び退職給付費用の算定に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 関係会社整理損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、その必要額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6. 表示方法の変更に係る事項

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100百万円
建物	187百万円
土地	213百万円
計	500百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,234百万円
1年内返済予定の長期借入金	120百万円
長期借入金	2,262百万円
計	3,616百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 563百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

茉織華実業（集団）有限公司	658百万円
---------------	--------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	979百万円
長期金銭債権	2,753百万円
短期金銭債務	1,107百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

商品売上高	498百万円
原材料有償支給高	2,657百万円
製品仕入高	21,519百万円
その他	858百万円
営業取引以外の取引による取引高	232百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	52株
------	-----

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	12百万円
貸倒引当金	307百万円
減損損失	104百万円
関係会社株式等評価損	764百万円
関係会社整理損失引当金	77百万円
会員権評価損	23百万円
退職給付引当金	37百万円
役員退職慰労引当金	86百万円
その他	165百万円
繰延税金資産小計	1,580百万円
評価性引当額	△1,364百万円
繰延税金資産合計	215百万円
繰延税金負債	
その他	10百万円
繰延税金負債合計	10百万円
繰延税金資産の純額	205百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の 内 容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	茉織華実業 (集団) 有限公司	アパレル OEM 事業	(所有) 直接100.0	製造委託 役員の兼任 等	債務保証 (注) 2	658	—	—
	浙江茉織華貿易 有限公司	アパレル OEM 事業	(所有) 間接100.0	製造委託 役員の兼任 等	製品等の仕 入 (注) 1	3,472	買掛金	349
	上海茉織華 服飾有限公司	アパレル OEM 事業	(所有) 直接 25.0 間接 75.0	製造委託 役員の兼任 等	原材料の有 償支給	2,614	未収入金	502
					製品等の仕 入 (注) 1	12,237	買掛金	320
	MYANMAR POSTARION CO.,LTD	アパレル OEM 事業	(所有) 直接100.0	製造委託 役員の兼任 等	資金の貸付	—	長期貸付金	400
					運転資金の 補填	—	長期 未収入金	326
					増資の引受 (注) 5	332	—	—
	Matsuoka Apparels Ltd	アパレル OEM 事業	(所有) 直接100.0	製造委託 役員の兼任 等	運転資金の 補填	—	長期 未収入金 (注) 3	469
	PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	アパレル OEM 事業	(所有) 直接100.0	製造委託 役員の兼任 等	増資の引受 (注) 5	767	—	—
	BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	アパレル OEM 事業	(所有) 直接100.0	製造委託 役員の兼任 等	資金の貸付 (注) 4	661	長期貸付金	121
	TM Textiles & Garments (HK) Ltd	アパレル OEM 事業	(所有) 直接65.3	役員の兼任 等	資金の貸付	328	長期貸付金	747

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。
2. 同社の金融機関からの借入金について債務保証をしているものであり、保証料は受け取っておりません。
3. 同社への長期未収入金に対し、409百万円の貸倒引当金を計上しております。
4. 当社は2018年12月24日付で、同社との間で当社が保有していた計668百万円の貸付金（内126百万円については2018年3月31日時点で貸倒引当金計上済）を同社株式に転換するデットエクイティスワップを実施しております。
5. 増資の引受については、同社が行った増資を当社が引き受けたものです。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,706円52銭
1 株当たり当期純利益	146円91銭